

## 国内調査研究補助事業実施要領

平成 21 年 3 月 27 日  
文化科学研究科専攻長会議承認

本実施要領は、文化科学研究科「スチューデント・イニシアティブ事業」における、国内調査研究補助事業(以下、「本事業」という。)の事業実施及び事業経費の執行に関して必要な事項を定める。

### 事業実施の流れ

申請書の提出(計画開始2ヶ月前)→書面審査→採択の決定→調査・実験の実施→成果報告(HPを含む公表)

### 1. 採択の決定

研究科専攻長会議における書面審査により対象事業を選定します。また、予算枠は、当該申請に係る経費等が関係法令及び本要領で定めるところに違反しないかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等、審査の上確定します。

採択決定後、申請者には、研究科長から決定通知を送付いたします。ただし、条件を付したり、修正した上で採択決定を行う場合があります。

申請者は、採択決定通知書に定める予算枠により、速やかに調査・実験を開始してください。調査・実験は、専攻長会議での審査の対象となった申請書、月別費目別明細表に記載したとおり実施されなければなりません。

### 2. 経費管理

#### (1) 支払い対象経費について

本事業の対象となる経費は、下記のとおりです。

- 業者からのインフォーマントの連絡先等の情報提供に係る外部委託経費
- 書起こしに係る外部委託経費
- 調査・実験の実施に必要と研究科長が判断した経費

#### (2) 支払い対象外経費について

下記の経費に関しては、本事業の対象となりませんのでご注意ください。

- 質問紙調査における集計に係る費用
- インタビューの実施に係る費用
- 雇用等経費

#### (3) 経費の使用について

##### ①外部委託費の使用

外部委託費は、申請に基づいて葉山本部において契約をし、経費を直接業者に支払いま

す。なお、申請に際しては、専攻長の確認を受けてください。

外部委託費を使用する者は、下記の要領で手続を行ってください。

#### a. 利用申請手続

外部委託費を使用するときは、申請者は経費を使用する事業を開始する日の1ヶ月前までに、当該経費の見積書及び経費利用申請書を葉山本部基盤総括事務室に提出してください。なお、申請の内容によっては修正及び見直しを依頼することがあります。

#### b. 購入、経費の支払い手続

関係書類に基づいて葉山本部で契約をし、契約の内容について、葉山本部基盤総括事務室から申請者に連絡します。実施計画等に変更が生じた場合には、速やかに葉山本部基盤総括事務室に申し出てください。

### ②その他経費について

調査・実験の実施に研究科長が必要と判断したその他経費が発生した場合、その申請・執行に関しては、「教員学生連携研究事業実施要領」に基づき支給します。

#### (4) 振込口座について

経費の支払いを受ける者は、経費の振込を希望する銀行等の口座を、口座振込依頼書により葉山本部基盤総括事務室に届け出てください。

### 3. 調査・実験の実施

#### (1) 計画の変更

やむを得ず調査・実験計画の内容を変更しようとするときには、変更承認申請書並びに国内調査研究補助事業（修正変更版）を研究科長に提出し、専攻長会議の承認を得なければなりません。

ただし、予算枠に影響を及ぼすことなく、また調査・実験の目的を変えない場合で次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではありません。

- ・ 全体の予算枠に影響を及ぼすことなく、申請書に記載した研究活動時期及び期間を変更する場合
- ・ 対象経費が、対象経費予算枠の30%の金額の範囲内で増減する場合で、その変更が調査・実験の目的の達成をより効率的にする場合

なお、あらかじめ通知されている全体予算枠を上回る経費を必要とする変更はできません。また、経費が全体予算枠を大きく下回る変更については、全体の事業経費の執行に大きく影響を与えますので、慎重に行ってください。

#### (2) 計画の廃止

①調査・実験計画の遂行ができなくなると判断される場合には、申請者は廃止承認申請書を研究科長に提出し、専攻長会議の承認を得なければなりません。

②調査・実験計画が廃止された場合には、申請者は、研究科長に廃止時までの実績報告をしなければなりません。廃止の理由等によっては、既に使用した経費について、交付の決定や条件に適合すると認められない場合には、返還を命じることがあります。

#### (4) 状況報告等

専攻長会議より、申請者に対して年度途中における計画の進捗状況、経費の使用状況について報告を求めることがありますので、その旨の連絡があった場合は適切に対応してください。

#### (5) 採択決定の取消等

調査・実験計画の廃止の申請があった場合、及び以下に該当する場合には、採択決定の全部もしくは一部を取り消したり、変更したりする場合がありますので注意してください。

- ①申請者が、法令または採択決定内容等に基づく研究科長の処分や指示に違反した場合
- ②申請者が、予算を対象事業以外の用途に使用した場合
- ③申請者が、調査・実験の実施に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- ④採択決定後に生じた事情の変更等により、調査・実験計画の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

なお、採択決定の取消が行われた場合には、申請者は、経費の全部又は一部を返還しなければなりません。

## 4. 成果報告

### (1) 文化科学研究科学術交流フォーラム（仮称）において研究活動状況の報告

申請者は、文化科学研究科学術交流フォーラム（仮称）において研究活動状況の報告をしていただきます。フォーラムの日程については、別途ご連絡いたします。

### (2) 成果報告書の作成

申請者は、調査・実験の終了後1ヶ月以内に成果報告書を提出してください。なお、当該報告書には「平成21年度国内調査研究補助事業成果報告書」と記載してください。

### (3) 成果の公表

成果報告書は、文化科学研究科「スチューデント・イニシアティブ事業」ホームページ上に掲載します。申請者は、平成22年3月10日までに成果報告書のデータを葉山本部基盤総括事務室に提出してください。